

防衛省訓令第33号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、再編推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月17日

防衛大臣 稲田 朋美

再編推進事業補助金交付要綱

改正 平成31年3月29日防衛省訓第16号

改正 令和2年12月28日防衛省訓第67号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 再編推進事業補助金の交付の要件等（第5条－第8条）

第3章 再編推進事業補助金の交付等に係る手続（第9条－第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

(通則)

第1条 再編推進事業補助金（以下「補助金」という。

）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の推進を図り、駐留軍等の再編を的確かつ迅速に実施することの重要性に鑑み、当該措置が実施される再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村が行う施設（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第12条の表の第2欄に掲げる施設に限る。次条第4号において同じ。）の整備について特別の措置を講じ、もって駐留

軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 駐留軍等の再編 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第2条第2号に規定する駐留軍等の再編をいう。

(2) 再編関連特定防衛施設 駐留軍再編特別措置法第4条第1項に規定する再編関連特定防衛施設をいう。

(3) 再編関連特定周辺市町村 駐留軍再編特別措置法第5条第1項に規定する再編関連特定周辺市町村をいう。

(4) 再編推進事業 再編関連特定周辺市町村が行う施設の整備であって、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた措置の推進を図るために防衛大臣が特に必要と認めるものをいう。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

2 補助金の交付については、交付規則附則第3項に規定する駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置とする。

第2章 再編推進事業補助金の交付の要件等

(補助の対象)

第5条 防衛大臣は、次に掲げる要件のいずれにも該当する再編関連特定周辺市町村が再編推進事業を行うときは、当該再編関連特定周辺市町村に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(1) 当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置が進捗していると認められること。

(2) 当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況を考慮し、特にそ

の推進を図る必要があると認められること。

- (3) 駐留軍等の再編の実施に向けた施設整備がその区域内において行われる再編関連特定周辺市町村であって、当該施設整備の円滑な実施のために必要な協力を行っているものと認められること。

(補助金を交付しない事業)

第6条 補助金は、国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業については、交付しない。

(補助の対象とする経費の範囲)

第7条 補助金を交付する経費は、次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) 全体計画調査費 再編推進事業の全体計画を作成するために要する経費
- (2) 工事費 再編推進事業を工事により行う場合における当該工事（以下「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、附帯工事費、測量及び試験費、用地費

及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金
並びに工事雑費

(3) 物品購入費 再編推進事業を物品の購入により行う場合における当該物品の購入に要する経費（運搬及び据付けに要する経費を含む。）

(4) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するために要する経費

(5) 地方事務費 工事の実施及び再編関連特定周辺市町村が当該再編関連特定周辺市町村以外の者に工事に要する経費を補助する場合（第13条において「間接補助の場合」という。）の当該補助に附帯して必要な事務費

2 前項第5号に規定する地方事務費の額は、前項第2号に規定する工事費の100分の5を超えない額とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる経費に

10分の9を超えない範囲内で防衛大臣が別に定める率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 各年度の補助金の額は、第5条に規定する要件に該当する場合において、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の進捗状況等を考慮しつつ、予算の範囲内で、年度ごとに防衛大臣が定める。

第3章 再編推進事業補助金の交付等に係る手続 (補助金等交付申請書の様式等)

第9条 交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、同項に規定する添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 別記第2号様式による事業の内容及び経費配分書
- (2) 別記第3号様式による収支予算書

(軽微な変更)

第10条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経費の

流用による変更で、流用先の経費（工事費については、各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下同じ。

）の増加額が変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合には20万円）を超えないもの

ア 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

ウ 物品購入費及び工事費の相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

エ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）又は物品購入費への流用

オ 地方事務費から工事費又は物品購入費への流用

(2) 事業の内容の変更のうち、次に掲げる変更以外の変更

ア 再編推進事業についての全体計画又は設計図書の作成に必要な調査の種類又は方法の変更

イ 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基本構造の変更。ただし、誤測又は違算によるわずかな変更を除く。

ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更

エ 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）、工法又は仕上材料の変更

オ 遮音材料、吸音材料又は防音建具の気密機構の変更

カ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又は1基当たり50万円を超える機械器具の品目、規格、型式若しくは数量の変更

キ 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎となる工種ごとの額又は測量及び試験費、用地費及び補償費若しくは施設及び機械器具費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、当該工種又は区分の変更前の額に100分の20を乗じて得た額（当該額が200万円を超える場合には200万円）を超えるものに限る。）を伴う再編推進事業の内容の変更

ク 物品購入費に係る物品の品目、規格、型式又は数量の変更

ケ 再編推進事業の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期（補助事業等計画変更承認申請書の様式）

第11条 交付規則第4条第1項第1号に規定する補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第4号様式とする。

（遂行困難な場合の報告）

第12条 交付規則第4条第1項第3号の規定による報

告は、再編推進事業の遂行が困難となった理由及び再編推進事業の遂行状況を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(状況報告)

第13条 交付規則第6条の規定による報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第5号様式	再編推進事業の着手後7日（間接補助の場合にあっては14日）以内
補助事業等遂行状況報告書	別記第6号様式	再編推進事業の着手後毎会計年度12月31日現在の遂行状況を翌月1

		4日（間接補助の場合にあっては翌月21日）まで
--	--	-------------------------

2 次に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、再編推進事業に着手した年度の次年度以降は除く。

(1) 再編推進事業の着手後3月以内に再編推進事業が完了する場合

(2) 再編推進事業の着手が12月1日から12月31日までの間である場合

（補助事業等実績報告書の様式等）

第14条 交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、それぞれ同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績報告書の様式	添付書類
-----	---------------	------

補助事業等が完了した場合（補助事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）	別記第7号様式	別記第8号様式による収支精算書
		別記第9号様式による完了検査等調書
		完了設計書
会計年度内に当該交付決定の対象となった補助事業等が完了しない場合	別記第10号様式	別記第11号様式による年度末収支状況調書
		出来高工程表

第 4 章 雑則

(委任規定)

第 1 5 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 7 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 1 2 月 2 8 日防衛省訓令第 6 7 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ・ (2) (略)

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第9条関係）

補助金等交付申請書

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、再編推進事業補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金等交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 収支予算：収支予算書に記載のとおり

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 収支予算書

別記第2号様式（第9条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施 工 場 所	工 種 ・ 品 目 ・ 調 査 の 種 類 等	構 造 ・ 工 法 ・ 規 格 ・ 型 式 ・ 調 査 の 方 法 等	事 業 量 又 は 数 量	経 費 の 配 分			国 庫 補 助 合	経 費 負 担 の 内 訳			備 考
				経 費 の 区 分	工 事 費 の 区 分	事 業 費		国 庫 補 助 金	そ の 他	計	
						円		円	円	円	

注： 経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

別記第3号様式（第9条関係）

収 支 予 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	内 訳	備 考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注： 収支予算には、国庫補助金以外の財源も併せて記載すること。

別記第4号様式（第11条関係）

補助事業等計画変更承認申請書
（再編推進事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更
したいので、関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付さ
れた書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業等の
計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類に
あっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照できるよう
所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとす
る。

別記第5号様式（第13条関係）

補助事業等着手報告書
（再編推進事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 契約の状況等
(1) 設計金額： 円
(2) 契約額： 円
- 2 着手年月日：令和 年 月 日
- 3 完了予定年月日：令和 年 月 日
- 4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額： 円

注：1 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。
2 契約等の方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約（随意契約によつた理由））、入札金額、落札金額を記載した適当な様式の書類を添付すること。

別記第6号様式（第13条関係）

補助事業等遂行状況報告書
（再編推進事業）

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

（1）収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

（2）支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交 付 決 定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	補助金 の交付 済 額	備 考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)			
			円		円	%	円	

注： 地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。

別記第7号様式（第14条関係）

補助事業等実績報告書
(再編推進事業)

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		実績		差引増△減額 (A)－(B) 比較	備考
		事業量又は数量	事業費(A)	事業量又は数量	事業費(B)		
			円		円	円	

- 6 事業の成績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類： 1 収支精算書
2 完了検査等調書
3 完了設計書

別記第8号様式（第14条関係）

収 支 精 算 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差 引 増△減	備 考
	円	円	円	

3 国庫補助金精算

費目	補助金交付 決定額	精算事業 費総額	国庫補助 割合	国庫補助 金精算額	概算払受 領総額	差引国庫補 助金未受領 (返還)額	備考
	円	円		円	円	円	

別記第9号様式（第14条関係）

完了検査等調書

事業の名称：

1 完了検査調書

(1) 完了年月日：令和 年 月 日

(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購入	耐用年数	継続使用	備考
					年月日		希望の有 無	
			円	円				

別記第10号様式（第14条関係）

補助事業等実績報告書
(再編推進事業)

文書番号
令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100\right)$	国庫補助金の交付額	備考
		事業量は数量	事業費(A)	事業量は数量	事業費(B)			
			円		円	%	円	

- 添付書類：1 年度末収支状況調書
2 出来高工程表

別記第 1 1 号様式 (第 1 4 条関係)

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	